

資料 6 6 - 1

特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可に
ついて

(諮問第1194号)



諮問第 1194 号
令和 2 年 3 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗

諮問書

株式会社道新サービスセンター（代表取締役 南出 裕）ほか 6 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 29 条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請が、日本通運株式会社（代表取締役社長 齋藤 充）から、同法第 34 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づく事業計画の変更の認可申請があった。申請の概要は、別紙 1 のとおりである。

許可申請について審査した結果は別紙 2 のとおりであり、いずれも同法第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第 34 条において準用する同法第 8 条各号に掲げる者に該当しないと認められる。また、変更の認可申請について審査した結果は、別紙 3 のとおりであり、同法第 31 条各号に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、許可申請については同法第 29 条の許可をすることとし、変更の認可申請については同法第 34 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第 2 号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請及び 事業計画の変更の認可申請の概要

令和2年3月6日

総 務 省

1 事業の許可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (前年度売上高)	提供 サービス (注)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 (株)道新サービス センター (北海道札幌市)	8,000万円	広告業 (130億4,459万円)			○	【3号役務】 引受地:北海道 配達地:北海道札幌市、江 別市、北広島市、石狩市	【3号役務】 新聞グループ会社の顧客及びインターネットサイト や新聞広告閲覧者からの祝電、弔電等の信書の 申込を見込んでいる。	令和2年 4月1日
2 赤帽岩手県軽自動車 運送協同組合 (岩手県盛岡市)	315万円	貨物運送業 (4,942万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 岩手県(離島を除く。)	【1号役務】 既存顧客から差し出される信書便物の送達を見 込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される当日配達求められる 信書便物の送達を見込んでいる。	令和2年 4月1日
3 北星運輸(株) (東京都板橋区)	4,000万円	貨物運送業 (2億8,995万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)	【1号役務】 既存顧客の事業所と取引先を巡回する役務を見 込んでいる。	令和2年 4月1日
4 (株)アイシン・コラボ (愛知県刈谷市)	3,000万円	その他サービス業 (116億1,800万円)	○			【1号役務】 愛知県	【1号役務】 既存顧客の部署間を巡回する役務を見込んでい る。	令和2年 4月1日
5 TGメンテナンス(株) (愛知県清須市)	2,000万円	建設業 (52億5,000万円)	○			【1号役務】 愛知県	【1号役務】 既存顧客の本社と事業所を巡回する役務を見込 んでいる。	令和2年 4月1日
6 (株)南和 (大阪府大阪市)	9,300万円	貨物運送業 (52億6,307万円)	○			【1号役務】 大阪府	【1号役務】 既存顧客と公共機関の施設間を巡回する役務を 見込んでいる。	令和2年 4月1日
7 東洋警備保障(株) (福岡県北九州市)	1,000万円	警備業 (7億2,000万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 福岡県(離島を除く。)	【1号役務】 公共機関を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される確実な送達求めら れる信書便物の送達を見込んでいる。	令和2年 4月1日

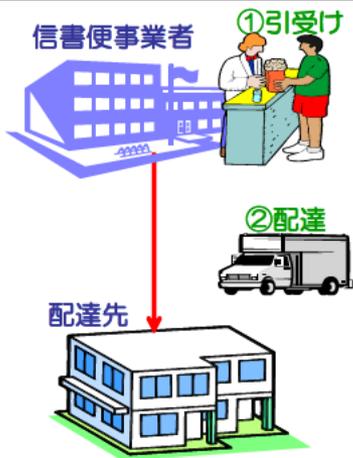
※注: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7号各号に定めるサービスをいう。

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	(株)道新サービスセンター	3号				対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
2	赤帽岩手県軽自動車運送協同組合	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
3	北星運輸(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
4	(株)アイシン・コラボ	1号				郵便受箱投函
5	TGメンテナンス(株)	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
6	(株)南和			1号	1号	対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
7	東洋警備保障(株)			1号、3号	1号、3号	対面交付

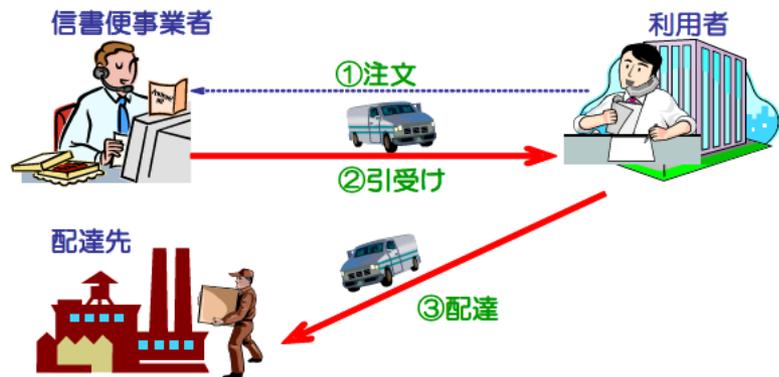
【参考】提供サービスの概要

営業所引受けサービス



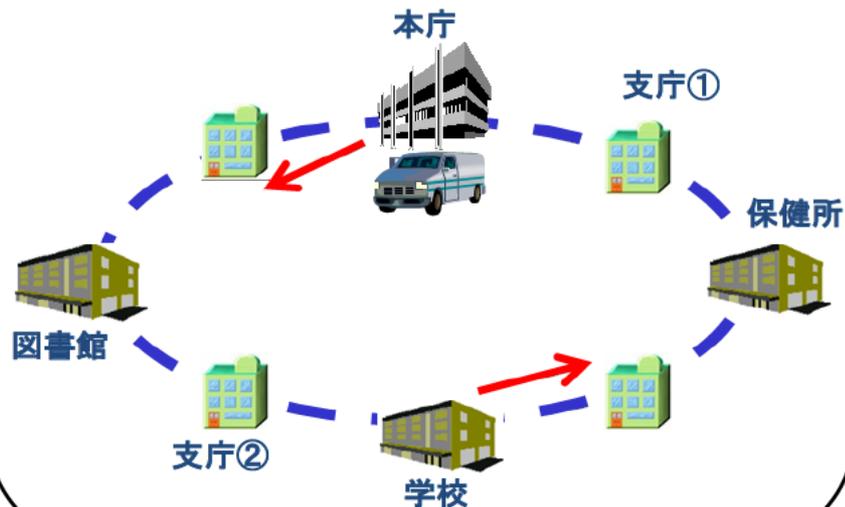
注文集配サービス

電話やインターネット等により注文を受けて、個別に利用者の指定場所に向いて引受け、受取人に配達するサービス



巡回集配サービス

あらかじめ定めたルート巡回して、各巡回先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



定期集配サービス

あらかじめ定めたルートを定期的に運行して、各集配先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

申請者名		利用見込通数(月)	単価(税抜)	信書便事業見込収入(年間)
1	(株)道新サービスセンター			
2	赤帽岩手県軽自動車運送協同組合			
3	北星運輸(株)			
4	(株)アイシン・コラボ			
5	TGメンテナンス(株)			
6	(株)南和			
7	東洋警備保障(株)			

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益 (営業利益率) (注1)	当期純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価償却費	その他 (業務委託費等)		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

営業利益率 = 信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(4) 資金計画（委員限り）

（単位：万円）

	申請者名	純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	(株)道新サービスセンター			
2	赤帽岩手県軽自動車運送協同組合			
3	北星運輸(株)			
4	(株)アイシン・コラボ			
5	TGメンテナンス(株)			
6	(株)南和			
7	東洋警備保障(株)			

注1：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2：事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

2 事業計画の変更の認可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

	申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (前年度売上高)	提供中の サービス			変更概要	変更 予定日
				1 号	2 号	3 号		
1	日本通運(株) (東京都港区) 【平成16年1月28日許可】	701億 7,528万円	貨物運送業 (1兆1,547億8,100万円)	○	○	○	【引受けの方法及び配達の方法の変更】 信書便物の引受けの方法及び配達の方法を追加 するもの。	令和2年 4月1日

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法	
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	対面交付	メール室への配達
1	日本通運(株)		<u>1号</u> 、3号	1号、2号、 <u>3号</u>	1号、2号、 <u>3号</u>	1号、2号、3号	1号、2号、 <u>3号</u>

注:下線部分は今回追加するもの。

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

株式会社道新サービスセンターほか 6 者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡しや受取人のメール室へ配達すること等の手段により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されていること等から、秘密を保護するため適切なものである。 (業務委託予定申請者 2 者)	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第 31 条第 2 号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適

役務内容が法に適合していること	申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適
委託	信書便の業務の一部を委託する方法が、自ら当該業務を実施する方法よりも経済的であるという特別の事情が認められる。また、委託契約書において、取扱いの責任及び第三者への再委託の禁止が規定されている。 (業務委託予定申請者2者)	適

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第31条第3号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第34条において準用する法第8条)

いずれの申請者とも該当なし